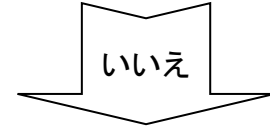
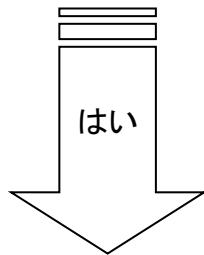


出産育児一時金・家族出産育児一時金を申請される方へ

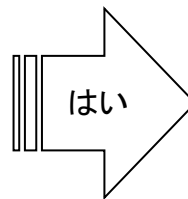
下記の事項をよくお読みになってから申請してください。

妊娠4ヵ月(85日)以上経過した出産(死産・母体保護のための人工妊娠中絶含む)ですか。  
(単なる経済的理由による中絶の場合は対象外)

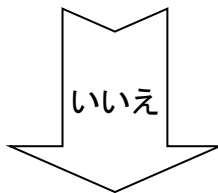


妊娠4ヶ月(85日)未満は  
請求できません。

直接支払制度を利用しましたか。  
受取代理制度を利用しましたか。



○直接支払制度利用の場合  
医療機関が代理請求をします。  
請求の必要はありません。  
○受取代理制度の場合  
事前に申請の必要があります。  
「受取代理請求について」を参照。



申請手続きをしてください。

- ・在職者の方は請求書を事業主[NECマネジメントパートナーに社会保険業務を委託している会社にお勤めの方は同社人事サービス事業部へ、それ以外はお勤めの会社の総務人事部門]に提出してください。出向者は出向元会社がお勤め会社となります。
- ・退職者の方は請求書を当健康保険組合まで直接、提出してください。

### ※注意事項

#### 添付書類

##### ○日本国内で出産した場合

- ・「直接支払制度の合意文書」写し(直接支払制度を利用していない旨が記入されているもの)
- ・医療機関発行の「領収・明細書」写し(産科医療制度加入の場合は所定の印が押印されているもの。)

##### ○海外で出産した場合

- ・現地発行の出生証明書(原紙)

支給の条件、支給額についての詳細はホームページをご確認ください。